

# 福岡県公報

令和八年三月三十一日  
第六百八十二号  
増刊  
①

## 目次

### 規則 (第十七号―第三十一号)

○福岡県公報発行規則の一部を改正する規則	(行政経営企画課)	……………一
○福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則	(行政経営企画課)	……………一
○福岡県庁内管理規則の一部を改正する規則	(財産活用課)	……………二
○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	(生活衛生課)	……………二
○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	(生活衛生課)	……………三
○福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(自然環境課)	……………三
○福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(自然環境課)	……………四
○福岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	(自然環境課)	……………五
○福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(自然環境課)	……………五
○福岡県林業・木材産業改善資金償還金等徴収規則の一部を改正する規則	(団体指導課)	……………五
○福岡県土地改良財産の譲与及び管理の委託に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(農村森林整備課)	……………六
○福岡県沿岸漁業改善資金償還金等徴収規則の一部を改正する規則	(漁業管理課)	……………六
○福岡県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則	(水産振興課)	……………七
○福岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則	(下水道課)	……………一七

## 規則

○福岡県財務規則の一部を改正する規則 (会計管理局会計課) ……………一

福岡県公報発行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第十七号

福岡県公報発行規則の一部を改正する規則

福岡県公報発行規則(昭和四十一年福岡県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(原稿の提出)

**第四条** 公報登載事項を所管する課の課長(以下「事務主管課長」という。)は、決裁後遅滞なく、公報主管課長(以下「課長」という。)に公報の原稿を提出しなければならない。

2 課長は、前項の規定により提出を受けたときは、事務主管課長に対し、公報登載に關し必要な指示を行うとともに、原稿提出の遅滞その他注意すべき事項があるときは、当該事項を指摘して注意するものとする。

第五条を削り、第六条中「、決裁文書又は公報登載依頼書とともに」を削り、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

別記様式中校正の欄を削る。

### 附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第十八号

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の一部を改正する規則

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則（平成八年福岡県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行政庁」の下に「（知事又は知事の権限に属する事務を委任された者をいう。以下同じ。）」を加える。

第三条第一項及び第二項中「総務部行政経営企画課長」を「総務部法務・県民情報課長」に改め、同条第三項中「総務部行政経営企画課」を「総務部法務・県民情報課」に改める。

第四条中「総務部行政経営企画課長」を「総務部法務・県民情報課長」に、「名あて人」を「名宛人」に改める。

第六条第一項中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

第十二条第一項中「県公報により」を削る。

第十四条第一項及び第四項中「記名押印」を「記名」に改める。

第十七条中「署名又は記名押印」を「記名」に改める。

第十八条第二項中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定及び第十八条第二項の改正規定は、令和八年五月二十一日から施行する。

福岡県庁内管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十九号

福岡県庁内管理規則の一部を改正する規則

福岡県庁内管理規則（昭和四十三年福岡県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「運転免許試験課」を「鑑識課、北九州地区暴力団犯罪捜査課及び運転免許試験課並びに部の附置機関（自動車警ら隊、鉄道警察隊、機動捜査隊及び交通機

動隊に限る。）」に改め、同条第四号中「運転免許試験課」を「鑑識課、北九州地区暴力団犯罪捜査課及び運転免許試験課」に改め、「及び機動捜査隊」を削り、「及び警察署」を「並びに警察署」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和四十年福岡県規則第五号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号中

本籍地	都・道・府・県
住所	
生年月日	

を

本籍地	都・道・府・県
住所	
生年月日	年 月 日
性別	男・女
個人番号	

に

「沖縄県」を「熊本県及び沖縄県」に改める。

「本籍（都道府県名）」

住所

様式第十二号中 氏名

年 月 日生

電話番号

」

「本籍（都道府県名）住所氏名」に「あつた」を「あつた」に改める。

性別 男・女

個人番号

電話番号

様式第十三号中

本籍（都道府県名）	住所	第 号
免許証登録番号	第 号	第 号
免許証登録年月日	年 月 日	年 月 日
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)	(氏)	(名)
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
再交付申請の理由		

を

本籍（都道府県名）	住所	第 号
免許証登録番号	第 号	第 号
免許証登録年月日	年 月 日	年 月 日
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)	(氏)	(名)
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
性 別		
個 人 番 号		
再交付申請の理由		

に

改め、備考中「、鹿児島県」を削る。

様式第十四号中

「本籍（都道府県名）」

「本籍（都道府県名）住所氏名」に「あつた」を「あつた」に改める。

性別 男・女

個人番号

電話番号

様式第十三号中

本籍（都道府県名）	住所	第 号
免許証登録番号	第 号	第 号
免許証登録年月日	年 月 日	年 月 日
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)	(氏)	(名)
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
再交付申請の理由		

を

本籍（都道府県名）	住所	第 号
免許証登録番号	第 号	第 号
免許証登録年月日	年 月 日	年 月 日
旧姓・通称名 (併記を希望する場合)	(氏)	(名)
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
性 別		
個 人 番 号		
再交付申請の理由		

に

改め、備考中「、鹿児島県」を削る。

様式第十四号中

「本籍（都道府県名）」

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十一号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（平成四年福岡県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第四号及び様式第九号中「食監・食監」を「食監・食管」に改め、「自動販売機」の次に、「全自動調理機」を加える。

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が管理せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県規則第二十二号

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立自然公園条例施行規則（昭和三十九年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項に次の一号を加える。

七 その他知事が必要と認める書類

第十七条第十一号の十中「設備を」を「工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を新築、」に改め、同条第十一号の十三中「防除」の下に「若しくは当該防除に係る調査」を加え、同条第十一号の十五中「ために」を「目的で」に、「又は当該」を「、当該」に改め、同条第二十四号の十二中「こと」の下に「（正当な理由がなくて行う場合を除く。）」を加え、同条第二十四号の十五中「森林」の下に「、牧野、草原若しくは農地」を加え、同条第二十四号の十六の二中「防除」の下に「又は当該防除に係る調査」を加え、同条第二十七号の二十九中「第三条」を「第三条第一項」に、「免許」を「許可」に、「第二十号の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者」を「第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十二條第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者」に改め、同条第二十七号の三十六中「の規定による」を「に規定する実施計画に従つて実施する」に改め、第二十条の五第三項第一号中「以上」を「程度」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十一条第一項の許可を受けた者とみなして、この規則による改正後の福岡県立

自然公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十七条第二十七号の二十九の規定を適用する。

3 改正法附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法第二十二條第一項の登録を受けた者とみなして、改正後の規則第十七条第二十七号の二十九の規定を適用する。

福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十三号

福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県環境保全に関する条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第十一号中「第三条」を「第三条第一項」に改め、「同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は」を削り、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「者が」を「者、同法第二十二條第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十一条第一項の許可を受けた者とみなして、この規則による改正後の福岡県環

境保全に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十五条第十一号の規定を適用する。

3 改正法附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法第二十二條第一項の登録を受けた者とみなして、改正後の規則第十五条第十一号の規定を適用する。

福岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十四号

福岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県環境影響評価条例施行規則（平成十一年福岡県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」を「第六十二条」に改める。

第六十一条を第六十二条とし、第六十条の次に次の一条を加える。

（環境影響評価に係る書類等の公開の期間）

第六十一条 条例第四十九条の規則で定める期間は、同条各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める書類について同条の規定による同意を得た日から起算して三十年を経過する日までの期間とする。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十五号

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則（令和二年福岡県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第八号中「第三条」を「第三条第一項」に、「免許」を「許可」に改め、「同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は」を削り、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「者が」を「者、同法第二十二條第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三條第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十一条第一項の許可を受けた者とみなして、この規則による改正後の福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第七條第八号の規定を適用する。

3 改正法附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法第二十二條第一項の登録を受けた者とみなして、改正後の規則第十七條第八号の規定を適用する。

福岡県林業・木材産業改善資金償還金等徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十六号

福岡県林業・木材産業改善資金償還金等徴収規則の一部を改正する規則

福岡県林業・木材産業改善資金償還金等徴収規則（昭和五十二年福岡県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「償還金等の徴収事務について」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十三条の二第一項の規定により」、「福岡県森林組合連合会及び福岡県木材協同組合連合会並びに別に定める森林組合及び木材協同組合にその」を「償還金等の徴収事務の」に改め、同条第二号中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）」を「法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）は、委託を受けた徴収事務の一部について、法第二百四十三条の二第五項の規定により、同項に規定する者に委託することができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について知事の承認を受けなければならない。

第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「福岡県森林組合連合会及び福岡県木材協同組合連合会（以下「連合会等」という。）」は、同条の規定により償還金等の徴収事務の委託を受けた森林組合及び木材協同組合（以下「組合等」という。）を「指定公金事務取扱者は、前条第二項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）」に改め、同項ただし書中「組合等」を「受託者」に改め、同条第二項中「組合等は、連合会等」を「受託者は、指定公金事務取扱者」に改める。

第四条及び第五条中「組合等」を「受託者」に、「連合会等」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第六条第一項中「連合会等」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第七条第一項中「連合会等及び組合等」を「指定公金事務取扱者及び受託者」に改め、「記載」の下に「し、及びこれを保存」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「連合会等及び組合等」を「指定公金事務取扱者及び受託者」に改め、同項第一号及び第二号中「連合会等及び組合等」を「指定公金事務取扱者及び受託者」に、「調整」を「調製」に改め、同条第三項中「連合会等及び組合等」を「指定公金事務取扱者及び受託者」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県土地改良財産の譲与及び管理の委託に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十七号

福岡県土地改良財産の譲与及び管理の委託に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県土地改良財産の譲与及び管理の委託に関する条例施行規則（昭和六十一年福岡県規則第十五号）の一部を次のように改正する。  
第十一条中「筑後川水系農地開発事務所」を「福岡県朝倉農林事務所筑後川水系農地防災センター」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県沿岸漁業改善資金償還金等徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十八号

福岡県沿岸漁業改善資金償還金等徴収規則の一部を改正する規則

福岡県沿岸漁業改善資金償還金等徴収規則（昭和五十五年福岡県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（償還金等の徴収事務の委託）

第二条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により償還金等の徴収事務の一部を委託することができる。

第三条中「償還金等徴収事務」を「償還金等の徴収事務」に、「信漁連」を「者（以下「指定公金事務取扱者」という。）」に改める。

第四条第一項及び第五条中「信漁連」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第六条第一項中「信漁連」を「指定公金事務取扱者」に改め、「(別記様式)」を削る。

第七条第一項中「信漁連」を「指定公金事務取扱者」に改め、「記載」の下に「し、及びこれを保存」を加え、同条第二項及び第三項中「信漁連」を「指定公金事務取扱者」に改める。

別記様式を削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

福岡県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十九号

福岡県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

福岡県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(令和二年福岡県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」の下に「第二項並びに」を、「第三十条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第二条第一項中「及び」の下に「第二項並びに」を、「第三十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第三項中「様式第一号」の下に「、同条第二項の規定による報告にあつては様式第二号」を加え、「様式第二号」を「様式第三号、同条第二項の規定による報告にあつては様式第四号」に、「様式第三号」を「様式第五号」に改める。

第三条中「第二十六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「法第三十条第一項」を「第三十条第一項若しくは第二項」に、「様式第四号」を「様式第六号」に改める。

様式第一号中「漁獲量等報告書(漁獲相当管理区分)」を

「特定水産資源(特別管理特定水産資源を除く。)の漁獲量等報告書(漁獲相当管理区分)」に改め、記載要領3を削り、記載要領4を記載要領3とし、記載要領5を記載要領4とする。

様式第四号中「様式第四号」を「様式第六号」に、

- 法第26条第1項の規定に基づく福岡県知事に対する報告(漁獲相当管理区分における漁獲量等の報告)
- 法第30条第1項の規定に基づく福岡県知事に対する報告(非漁獲相当管理区分における漁獲量等の報告)

- 法第26条第1項の規定に基づく福岡県知事に対する報告(漁獲相当管理区分における漁獲量等の報告)
- 法第26条第2項の規定に基づく福岡県知事に対する報告(漁獲相当管理区分における漁獲量等の報告)
- 法第30条第1項の規定に基づく福岡県知事に対する報告(非漁獲相当管理区分における漁獲量等の報告)
- 法第30条第2項の規定に基づく福岡県知事に対する報告(非漁獲相当管理区分における漁獲量等の報告)

式を様式第六号とする。

様式第三号中「様式第三号」を「様式第五号」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第二号中「様式第二号」を「様式第三号」に、

- 漁獲量等報告書(非漁獲相当管理区分(漁獲努力量管理区分を除く。))を
- 特定水産資源(特別管理特定水産資源を除く。)の漁獲量等報告書(非漁獲相当管理区分(漁獲努力量管理区分を除く。))

記載要領4を削り、同様式を様式第三号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

**様式第4号（第2条関係）**

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））

年 月 日

福岡県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

漁業法（昭和24年法律第267号）第30条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

免許番号又は 許可番号		船舶等の名称 漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特別管理特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	個体の数

**（記載要領）**

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特別管理特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

様式第一号の次に次の一様式を加える。

**様式第2号（第2条関係）**

特別管理特定水産資源の漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）

年 月 日

福岡県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第2項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号			
特別管理特定水産資源の名称			
漁獲割当管理区分の名称			
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）		
陸揚げした日／漁獲量（kg）／個体の数			
船舶等の名称			

（記載要領）

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特別管理特定水産資源について報告を行う場合には表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特別管理特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十号

福岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

福岡県流域下水道事業財務規則(令和二年福岡県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「下水道課(以下「下水道課」を「上下水道課(以下「上下水道課」に改める。

第三条第二項の表財務担当課の項及び第八条第一号中「下水道課」を「上下水道課」に改める。

第十六条第二項中「下水道課長」を「上下水道課長」に改める。

第十七条の表建築都市総務課及び下水道課の項中「下水道課」を「上下水道課」に改める。

第二十二條、第三十九條第二項、第四十九條、第五十條、第五十三條第二項、第五十六條第一項、第五十八條及び第六十六條中「下水道課長」を「上下水道課長」に改める。

第六十八條第一項中「下水道課」を「上下水道課」に、「下水道課長」を「上下水道課長」に改め、同条第二項中「下水道課長」を「上下水道課長」に改める。

第六十九條及び第七十條中「下水道課長」を「上下水道課長」に改める。

第八十二條中「第二百四十三條の二の八第一項後段」を「第二百四十三條の二の九第一項後段」に改める。

様式目次中「下水道課」を「上下水道課」に改める。

様式第三十一号及び様式第三十二号中「下水道課長」を「上下水道課長」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第八十二條の改正規定は、令和八年九月二十四日から施行する。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年三月三十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十一号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「福岡市警察本部」を「福岡市警察部」に、「自動車警ら隊、鉄道警察隊、科学捜査研究所及び機動捜査隊を除く」を「高速道路交通警察隊、第一機動隊及び第二機動隊に限る」に改め、同条第六号中「自動車警ら隊、鉄道警察隊、科学捜査研究所及び機動捜査隊を除く」を「高速道路交通警察隊、第一機動隊及び第二機動隊に限る」に改める。

第十四條中「及び福岡県行政組織規則第七條第一項に規定する課(室)の長(以下「部長等」という。)」を削る。

第十五條から第十七條まで並びに第二十二條第一項及び第四項中「部長等」を「部長」に改める。

第九十四條第一項第十一号中「支出事務」を「公金の支出に関する事務」に改める。

第九十六條第二項の表二の項中「及び自動口座振替」を「、自動口座振替及び法令で定められた電子納付」に改める。

第九十七條第三項中「自動口座振替」の下に「、法令で定められた電子納付」を加え

る。

第百十条第三項中「又は」の下に「法令で定められた電子納付若しくは」を加える。

第二百一条第一号中「、同規則第七条第一項に規定する室」を削る。

第二百二条第二項、第二百三条、第二百四条、第二百三条及び第二百五条第一項中「部長等」を「部長」に改める。

別表一の二の項及び三の項中「支出事務」を「公金の支出に関する事務」に改める。

別表二中

職員研修所	会計事務を担当する主幹
県税事務所	副所長（副所長を置かない県税事務所にあつては、次長）

を

県税事務所

副所長（副所長を置かない県税事務所にあつては、次長）

に、

交通機動隊  
高速道路交通警察隊  
第一機動隊 第二機動隊

を

高速道路交通警察隊  
第一機動隊 第二機動隊

に改める。

別表三県民情報広報課の項中「県民情報広報課」を「法務・県民情報課」に改め、同表市町村振興局行財政支援課の項中「市町村振興局行財政支援課」を「市町村行財政支援課」に改める。

様式第四十三号及び様式第九十五号中

出納員確認 年月日	出納員確認印
--------------	--------

を

出納員確認  
年月日

に改め、備考を削る。

様式第百五十四号の二を次のように改める。

様式第154号の2 (第200条の3)

年度

歳入歳出外現金月計突合表

年 月分

所得税	本月受入額	本月払出額	前月残	残額
	住民税			
社会保険料				
特別法人事業税等				
その他				
計				
証券枚数				
証券金額				
所得税				
住民税				
社会保険料				
特別法人事業税等				
その他				
計				
証券枚数				
証券金額				
所得税				
住民税				
社会保険料				
特別法人事業税等				
その他				
計				
証券枚数				
証券金額				
消込不能額				

作成日	年	月	日
ページ			
所属コード			
所属名			

(不突合理由)

出納員確認  
年 月 日

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。